令和６年第３回教育福祉常任委員会会議録

１．日　　時　　令和６年６月19日（水）

２．場　　所　　白井市役所本庁舎４階　大委員会室

３．議　　題　　（１）請願第　２号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について

（２）請願第　３号　「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について

（３）議案第　３号　専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

（４）議案第　４号　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

（５）議案第　６号　白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（６）議案第　７号　契約の変更について

（７）議案第　８号　令和６年度白井市一般会計補正予算（第２号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

（８）閉会中の継続調査について

４．出席委員　　柴田圭子委員長・徳本光香副委員長

秋谷公臣委員・伊藤　仁委員

荒井靖行委員・石原淑行委員

岩田典之議長

５．欠席委員　　なし

６．説明のための出席者

紹介議員　　広沢修司

参考人　　山本悠太

市執行部

市長　　笠井喜久雄

福祉部長　　金井早苗

健康子ども部長　　池内一成

教育部長　　榛沢宏一

社会福祉課長　　内藤篤司

	障害福祉課長	石　田　典　子
	子育て支援課長	相　馬　正　樹
	保　育　課　長	片　桐　　啓
	健　康　課　長	竹　内　　崇
	保険年金課長	萩　原　靖　殖
	教育部参事	大　高　一　穂
	教育総務課長	落　合　一　矢
	文化センター長	髙　花　宏　行
７．会議の経過	別紙のとおり	
８．議会事務局	議会事務局長	松　岡　正　純
	主　　査　　補	會　　卓　也
	主　任　主　事	石　井　治　夫

委　員　長　の　挨　拶

○松岡正純議会事務局長　定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長　おはようございます。教育福祉常任委員会、午前中は請願が２つ、それから午後は議案の審議ということでよろしくお願いします。

請願のほうは去年に引き続きですけれども、少々中身も変わっているようですし、しっかり審議していただきたいと思います。参考人にも来ていただいていますので。

それと、午後は議案の審議ですけれども、その後、教育福祉常任委員会の所掌の範囲で、例えば基幹相談支援センターとか、こども家庭センターとか、３月の議会以降進んでいるであろう事業について状況の説明をしていただきたいということで申入れをしております。これは委員会は一回閉じて、その後説明の時間を設けたいと思っておりますので、傍聴されている方ももしよろしければそのまま残ってお聞きください。一日よろしくお願いいたします。

市　長　の　挨　拶

○松岡正純議会事務局長　ありがとうございました。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長　皆さん、おはようございます。本日の教育福祉常任委員会では、午前中に請願審査の後、午後１時30分から議案第３号から議案第４号、議案第６号から議案第７号及び議案第８号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目の５議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には深い御理解と慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶にさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○松岡正純議会事務局長　ありがとうございました。

笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長にお願いいたします。

会　議　の　経　過

開会　午前１０時００分

○柴田圭子委員長　ただいまの出席委員は６名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に御配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

これから日程に入ります。

（１）請願第２号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について

○柴田圭子委員長　日程第１、請願第２号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

参考人として、千葉県印旛教職員組合印旛支部の書記長、山本悠太さんにお越しいただいておりますので、御紹介いたします。

○山本悠太参考人　よろしくお願いします。

○柴田圭子委員長　よろしくお願いします。

では初めに、紹介議員より請願の要旨及び事項について説明を求めます。説明時間は15分です。なお、請願者からの参考資料については委員に既に配付済みのため、説明は不要です。

では、参考人、説明のほうをお願いいたします。

広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員　本日は、本請願のためにお集まりをいただきましてありがとうございます。

では、請願文書表に従って請願の趣旨を説明させていただきます。

件名、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、住所、千葉市中央区中央４－13－10、千葉県教育会館。氏名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、田中弘美。

紹介議員、広沢修司でございます。

請願の趣旨、義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基本的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては、教育費、旅費、児童手当など、多くの経費が対象となっていましたが、次第に対象から除外され、給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が３分の１に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちを取り巻く教育環境にも格差が生じています。国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制

度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第１条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願事項、2025年度予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長　以上で紹介議員からの説明が終わりました。

もし参考人から補足説明などございましたら、どうぞお願いいたします。

山本参考人。

○山本悠太参考人　まず初めに、昨年度、我々の活動に御協力、御理解いただき、同様の採択をさせていただき、誠にありがとうございました。

義務教育費国庫負担金制度の堅持ですが、今、広沢議員からもありましたが、我々としては本来どこであってもどこに住んでいても同じ水準の教育を受けなければならないと考えております。ですが、実際にはこの負担金の割合は３分の１となっておりますので、残りの３分の２をどのように自治体で賄っていただけるかということによって、やはりちょっとしたいろいろな機器であったり教育器具等で水準に差が出ております。

もしもこの３分の１を堅持できなくなった場合、さらなる格差が生まれてしまうのではないかということで大変危惧をしております。ですので、毎年同様の意見を国に届けることが大切ということで、我々はこの意見書を今回請願させていただきました。どうぞ御査収のほどよろしくお願いします。

以上です。

○柴田圭子委員長　まだ時間に余裕がありますけけれども、よろしいですか。

○山本悠太参考人　はい。

○柴田圭子委員長　それでは、以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。発言の際は挙手をし、委員長の指名を受けてから発言をお願いいたします。

それでは、質疑はございますでしょうか。

荒井委員。

○荒井靖行委員　山本さん、暑くてお忙しい中お越しいただきまして本当にありがとうございます。

それでは、私のほうからお尋ねをいたします。昨年の実績について参考資料をいただいております。

その中で採択をしていただいたところが53のうち51の自治体ということですけれども、採択をされなかった２つの自治体はどのような対応になったのか。

それと、この採択をされた……。

○柴田圭子委員長　一問一答です。

○荒井靖行委員　一問一答、はい、以上です。

○柴田圭子委員長　山本参考人。

○山本悠太参考人　採択されなかった後の対応については、すみません、私のほうでは分からないんですけれども、採択されなかった理由に至っては、１つの市町村のほうは、すみません、私も把握できておらず、もう１つのほうの市町村では議員配付という形でとどめてしまったということであります。ただ、今年度はまた別の対応をしてまいりますので、もう少し増えるかなと感じております。

以上になります。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　すみません、先ほどの質問の中なんですけれども、採択されなかった自治体の名前は分かりますか。

○柴田圭子委員長　山本参考人。

○山本悠太参考人　採択されなかったのは松戸市になります。議員配付になってしまったのは栄町となります。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

○荒井靖行委員　なければいいですか。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありませんか。

荒井委員。

○荒井靖行委員　何度もすみません。趣旨採択になった自治体はありますか。

○柴田圭子委員長　山本参考人。

○山本悠太参考人　ないと聞いております。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　請願者と紹介議員どちらがお答えになっても結構なんですけれども、請願要旨の中の５段落目のところ、学校事務職員と学校栄養職員を含めて、これに関する国庫負担金制度の適用除外になるとよろしくないという文章で、これは昨年も一緒だったと思うんですけれども、やはりこれが削られる危険性というのはまだあるとお考えでこの文章が載っているんでしょうか。

○柴田圭子委員長　山本参考人。

○山本悠太参考人　そうですね、今おっしゃっていただいたとおり、やはり危惧はしているというところです。昔はかつては２分の１国が負担してくださっていたんですけれども、やはりいろいろな事

情を鑑みて３分の１になってしまった経緯もありますので、この先不透明な時代が続くと思いますので、これを上げなかったことによりこれが４分の１、５分の１になればなるほど各自治体に負担がいってしまうと考えておりますので、今回この請願をぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　毎回これには賛同しているとおり、本当に趣旨には賛同しているんですけれども、私としてはやはり成果として、令和６年度は５年度に比べて443兆円、教育予算が。〔「443億円」と言う者あり〕すみません、443億円増えたということです。私の願望が出て今「兆」と言っちゃったんですが。日本共産党としては、教育の負担金は５兆円減らさないと、国民の負担とかが５兆円減るべきだというプランとかを出していまして、やはりもっと増やしてほしいという思いがあるんですけれども。これはやはり３分の１国庫負担堅持だけでなく、軍事費とかがどんどん増やされると教育予算とか削られる危険もあるので、２分の１を求めるだとか、状況に合わせてもっと求めていくというのも必要かなと思うんですが。

質問です。毎年内容が同じになっていますけれども、そういう教育環境とか国の政治の動きを見て、この内容自体は同じでいいのか、もっと求めていくのか、検討というのはどのようにされているんでしょうか。

○柴田圭子委員長　山本参考人。

○山本悠太参考人　御意見ありがとうございます。我々も３分の１が決してよいのではなくて、もっと拡充できるならばぜひお願いしたいところなんですけれども、毎年年２回この団体、子ども支援連絡協議会の会議が行われております。そこで今年度の内容はどうしますかというお話がありますので、今年度いただいた意見を私もぜひそこに持ち寄りまして、できることならばさらなる、でも最低でも堅持という形で進めていきたいと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　これは毎年出ている意見書なんですけれども、特に教員のいわゆる問題について言うと、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法というのがあると思うんです。よく給特法と呼ばれているものです。その中で、50年ぐらい前からずっといわゆる８時間の超過部分を単なる月給の４％の上乗せという形でずっと給与を調整していると思うんですけれども、教職員の成り手がすごく減って大変な今、例えばこの４％を10％に変えたいとか、あとはまた残業をきちんとした残業代で出すだとか、そういう考え方もあるのかなと思っているんですけれども、そういうことについては検討はされましたか。

○柴田圭子委員長　山本参考人。

○山本悠太参考人　ありがとうございます。今請願とはちょっとずれてしまうかなとは思うんですけ

れども、給特法に関しては大変すごいタイムリーというか、最優先事項というぐらい話合いはさせていただいております。ですが、４％が10％になるというのもいろいろあるんですけれども、我々教員の多くの意見としましては、そこよりも勤務時間内にしっかり勤務が終わるような仕事量にしていただきたいとか、人員を確保していただいて、全員の教員が最低でも40時間ぐらいで残業が終わるぐらいのレベルでしっかり働きたいという思いが強いので、もちろん給特法を改善していただきたいというのもあるんですけれども、それが無理ならば業務量をしっかりと検討していただきたいと今働きかけているところです。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員　１点だけ、予算のことについて、今年度443億円増加しましたというのは国レベルだと思うんですけれども、平成18年から負担金が２分の１から３分の１になってもう大分たつんです。去年私が１点だけ予算のことで質問したんですけれども、国全体からすると一応5,147億円、千葉県には去年658億円下りているんです。国全体で443億円増えたということですが、千葉県に対してもそれなりに増えていると思います。去年私が質問したのは、その前の年が674億円だったのに658億円に千葉県は減らされているんですけれども、なぜか減らされたのか分かりますかという質問だったんですけれども、その質問に対しては分かりませんという答えだったんです。443億円が増えたという理由等について、もしお分かりであればお答えいただけますか。

○柴田圭子委員長　山本参考人。

○山本悠太参考人　申し訳ございません、こちらの勉強不足で、そこは把握しておりません。

○秋谷公臣委員　分かりました。いいです。

○柴田圭子委員長　今年度は県の予算が増えているかどうかということを聞きたいんですか。

○秋谷公臣委員　本当はそこを聞きたいけれども、分からないと言うから、当然全体のも分からない。

○柴田圭子委員長　確認しますけれども、秋谷委員は、昨年度の教育予算はおととしよりも減ってしまいましたと。今年度は国全体は443億円増加したと。では、県に振り分けられてくる予算ついては減らされちゃったのか、増加している分、県も増えているのか、そこはどうなんだという意味での質問かなと思ったんですけれども、そこはお分かりでしょうか。

山本参考人。

○山本悠太参考人　昨年、令和４年度から５年度にかけて国の予算は増えたと思います。県に関しても、私の調べでは約5,000万円程度教育の予算は増えております。それによって様々な事業をしていただいたということは把握しております。

以上です。

○秋谷公臣委員　分かりました。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員　山本参考人にお尋ねします。毎年こういう意見書を出されているんですけれども、その成果があるという具合に御理解されていますか。

○柴田圭子委員長　山本参考人。

○山本悠太参考人　そうですね、毎年出させていただいて、全県から国に上げて、それが今のところずっと３分の１の堅持につながっておりますので、これを出し続けることが一番の成果なのかなと理解して、今年度もお願いしているところであります。

以上です。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありますか。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

休憩の必要はありますか。採決にいっていいですか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、これから討論を行います。

反対討論の方はございますか。

賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された請願第２号は、採択すべきものとすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長　承知しました。起立全員でございます。

したがって、当常任委員会に付託された請願第２号は採択とすべきものと決定いたしました。

続けてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

（２）請願第３号　「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について

○柴田圭子委員長　日程第２、請願第３号　「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

紹介議員より請願の要旨及び事項について説明を求めます。

説明時間は15分です。

なお、請願者からの参考資料については、委員に既に配付済みのため説明は不要です。

では、広沢紹介議員、説明をお願いいたします。

広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員　それでは、請願文書表に基づいて請願の趣旨を説明いたします。

件名、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、住所、千葉市中央区中央４－13－10、千葉県教育会館。氏名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、田中弘美。

紹介議員は広沢修司です。

請願趣旨。教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子どもたちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2025年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと考えます。

１つ、災害からの教育復興に係る予算の拡充を十分に図ること。

１つ、少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

１つ、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

１つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に係る予算をさらに拡充すること。

１つ、安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、相談体制を充実させるとともに、多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障すること。

１つ、安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式、多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

１つ、教育ＤＸを加速し、ＧＩＧＡスクール構想の着実な推進と学校現場における校務の効率化や様々な課題に対応できる環境を整えること。

以上、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより解決されるものが多くあります。貴議会におかれましては、本請願の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願事項、2025年度予算編成に当たり、憲法、子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちに、

よりよい教育を保障するために、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

すみません、あと、今読み上げたときに飛ばしてしまったんですが、項目を読み上げさせていただいた最後の項目の後、「学校現場における校務の効率化や様々な課題に対応できる環境を整えること」の後に「など」と入っていたんですが、読み飛ばしてしまったので訂正させてください。

私からの説明は以上です。

○柴田圭子委員長　ありがとうございます。

では、参考人からもし補足説明がございましたらお願いいたします。

山本参考人。

○山本悠太参考人　こちらに関しても慎重審議をよろしくお願いします。

我々としては、未来を担う子どもたちのためにやはりできるだけ教育予算を確保していただきたいと思っております。ＯＥＣＤ、経済協力開発機構というものがあるんですけれども、その加盟国の中で日本は最低レベルの教育予算であることが挙げられております。日本の教育予算は全体の2.9％にとどまっておりまして、ＯＥＣＤ加盟国の平均は約4.5％程度となっておりますので、これだけでもいかに日本の教育予算が少ないかというのが伝わると思います。ぜひこれも毎年意見を上げることで着実な教育予算を上げていきたいと考えておりますので、御検討のほうよろしくお願いします。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいでしょうか。

○広沢修司紹介議員　はい。

○柴田圭子委員長　では、以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

発言の際は挙手をし、委員長の指名を受けてから発言をしてください。

それでは、質疑はございますか。

石原委員。

○石原淑行委員　では、質問させていただきます。

昨年も意見書があったと思うんですけれども、昨年の意見書に入っていなかった項目として、「安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させるとともに、多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障すること」が加わっております。これについては、教育予算の拡充を求める上での現在の教育における課題と私は認識しておりますけれども、この項目を加えた趣旨を聞かせていただけますでしょうか。

○柴田圭子委員長　山本参考人。

○山本悠太参考人　御質問ありがとうございます。

昨年度末に行われた子ども連絡協議会の会議において、やはり不登校の問題が挙がりました。現在、小・中学校はいろいろな理由で不登校になってしまうお子さんの数が年々増えております。直近ではないんですけれども、令和４年度ですと19万人いると考えられております。やはり教育現場としては、そのお子さんであったり保護者の方に寄り添うために、スクールサポートスタッフ、スクールカウンセラーであったりスクールソーシャルワーカーの方のサポートは必須となっております。

私も今年度の３月まで教員、現場にいましたので、いかにその方々の力が、我々教員にとってもそうですし、その子ども、そして保護者を取り巻く環境に大事かというのはすごく重々承知しております。そちらを整えることで少しでも不登校になってしまった子どもを、学校に戻っていただくとか、ほかの学校、通信教育だったりとか、オンラインでつなぐとか、様々な教育現場に、教育できるところに結んでいく、社会に結んでいくという考えの下、やはり大切かなということで今回明記したと聞いております。どうぞよろしくお願いします。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員　それでは、昨年課題として提出されてきた項目として、「子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブでの育成等、環境条件を整備すること」という具合に書いてあったんですけれども、これが外れているわけなんです。これは山本参考人から見たら達成できたという具合に評価されていますか。

○柴田圭子委員長　山本参考人。

○山本悠太参考人　こちらに関しても昨年度末の会議で話題になりまして、書面の中で挙げさせていただいていた総合型地域クラブなんですけれども、こちらのクラブがそもそもある自治体であったり地域であったり、ない地域もありまして、県内で様々あるなしがばらばらだということで、これを一緒くたにして挙げるということはどうなんだろうという意味でカットされたと聞いておりますので、すみません、達成された達成されていないは私たちは把握できてないんですけれども、その地域内にあるなしのものと全県でできるものということで、こちらはカットされたと聞いております。

以上になります。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありますか。

伊藤委員。

○伊藤　仁委員　教育費の拡充ということで、目標数字が一つも入ってないんですけれども、先ほど諸外国と比べてどれだけ遅れているとか、そういった数字は出てくるんですけれども、実際にこの意見書を出す段階で目標数字を入れるとか入れないとかと、そういう協議というのはされたんでしょうか。

○柴田圭子委員長　山本参考人。

○山本悠太参考人　すみません、私の把握ではその議論がされたかどうかは把握できておりません。ただ、私も目標は大切だと思いますので、その御意見をいただいて、今年度の会議の場では発言させていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤　仁委員　これは教職員組合のほうから出ているんですけれども、白井の教育関係のほうも同じ意見だということで理解してよろしいということですよね、部長。

○柴田圭子委員長　答弁は教育部長ですか。

○伊藤　仁委員　ええ、部長のほうに。

○柴田圭子委員長　御答弁お願いします。教育部長。

○榛沢宏一教育部長　お答えします。

同じものと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員　それでは、私も教育部長にお尋ねいたします。この項目にありました空調設備機器、特に特別教室の導入ということがうたわれていますけれども、白井市ではどれだけ達成されているのか。あとは方針です。前、体育館のお話もありましたけれども、その点についてお伺いいたします。

○柴田圭子委員長　落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長　施設関係のことにつきまして御回答させていただきます。

特別教室につきましては、前年度全ての教室に空調機のほうの設置を完了させているところでございます。方針的には、特別教室までは計画的に行ってきておりまして、体育館につきましては今のところを計画のほうはございません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。休憩しなくていいですか。

○秋谷公臣委員　内容は同じだから。

○柴田圭子委員長　では、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はございますか。

賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された請願第３号は、採択すべきものとすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長　承知いたしました。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された請願第３号は採択すべきものと決定いたしました。

ということは、全員賛成なので、意見書は最終日に提出しますけれども、委員会として提出することになります。参考に案文をいただいていますので、それを基に作成して出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで休憩をいたします。

再開は午後１時30分です。よろしくお願いします。

休憩　午前１０時３４分

再開　午後　１時３０分

○松岡正純議会事務局長　定刻となりましたので始めさせていただきます。

午前中に引き続き、議事等につきましては柴田委員長にお願いいたします。

○柴田圭子委員長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。よろしくお願いします。

初めに、マスク着用での発言に際しましては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

これから日程に入ります。

（３）議案第３号　専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○柴田圭子委員長　日程第３、議案第３号　専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　今年度は支払いの上限が２万円上がるということですが、近年の上限額の変化について御説明お願いします。

○柴田圭子委員長　答えられますでしょうか。

萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長　それでは、近年、令和３年度からの状況といたしまして、医療分につきましては令和３年度から令和４年度にかけまして２万円の改正が行われております。あと、後期支援分につきましては令和３年度から令和４年度におきまして１万円の改正、令和４年度から令和５年度にかけて２万円の改正、令和５年度から令和６年度にかけて同じく２万円の改正を行っております。

もう１つ、介護分としまして、こちらにつきましては令和３年度から令和６年度にかけましての改正はございません。

以上になります。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

石原委員。

○石原淑行委員　それでは、今回白井市国民健康保険条例の新旧対照表のほうを見ますと、現行の22万円から24万円へと上限額が引き上げられるということで、そうすることでその対象となる方の年収としての目安としてはどれぐらいの年収の方として試算されますでしょうか。

○柴田圭子委員長　萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長　影響額、その所得につきましては、被保険者の世帯の保険者、加入人数によっても変わってはくるんですけれども、仮にその世帯の被保険者数が１人だったとした場合には、改正前がおよそ1,070万円、改正後がおよそ1,165万円の金額になった場合に上限額に達するという形で試算のほうをしております。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。石原委員。

○石原淑行委員　それでは、そういった年収の方の目安として１人世帯ということでのお話なんですけれども、それぐらいの年収の方ということで、今回は後期高齢者支援分の上限引上げということになっておりますけれども、これというのは、後期高齢者の負担は今までも増えていると思うんですが、それだけだと、高齢者の負担だけだと高齢者の医療費を支え切れないということもあって、それぐらいの年収の現役世代も高齢者医療費を支える必要が出てきたという意味での引上げとなるということでしょうか。確認です。

○柴田圭子委員長　萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長　こちらにつきましては、いわゆる団塊の世代が75歳に到達することによりまして、75歳未満の負担する後期高齢者支援金も増加傾向にあるということで、後期高齢者支援分の

限度額を超過する世帯の割合が上昇していることを踏まえて、今回後期高齢者支援分の限度額を引き上げることとされていると聞いております。

以上です。

○柴田圭子委員長　分かりましたか。声は聞こえましたか。

もうちょっとゆっくり大きく言っていただければありがたいかなと。

今のところはいいですか。聞こえているということでいいですか。

ほかにありますか。質疑はいいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　今回の議案第３号、専決処分、国民健康保険税の改定の承認を求めることについて反対し、不承認とする立場で討論します。

今回32世帯102万円分は減免になる部分が増えるという予測なので、いい点もあるんですけれども、その分192万円分不足として負担が増える方々もいるということです。また、これは毎年のように上限が上げられていまして、2008年度から足してくるともう30万円以上上限が上げられているということになります。

私たちとしては、根本的には国保税の財政というのは、全国の都道府県知事が求めているように、やはり国が１兆円余り投入することできちんと払える国保税にするということが基本的に必要だと思っていますので、こうした内部で値上げと値下げをして調整するというような方法には反対したいと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長　ほかに賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第３号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長　起立多数であります。承知しました。

したがって、当常任委員会に付託された議案第３号は承認することに決定しました。

（４）議案第４号　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○柴田圭子委員長　日程第４、議案第４号　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　今回削られた部分があると思うんですが、それによってどういった点が変更になるでしょうか。

○柴田圭子委員長　石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長　今回の法改正による条項ずれについては、こども発達センターの保健福祉センター設置管理条例と障害者支援センターの設置管理条例に関するものになりますし、児童発達支援に関する事項であることから、私からお答えいたします。

児童発達支援の中で、肢体不自由があり理学療法等の機能訓練や治療が必要な児童を対象としていた医療型児童発達支援について、全ての障害児を対象とする児童発達支援に一元化されたことにより、児童福祉法第６条の２の２第３項が削られたことで条項ずれが生じました。

なお、一元化することによる白井市こども発達センターの人員の基準、施設基準に変更はございません。

また、現在白井市内に医療型の児童発達支援施設はなく、他市への利用児もおりませんが、今後医療型に近い支援を希望するお子さんへの対応を見据え、国等の情報を踏まえながら支援の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○徳本光香副委員長　分かりました。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はございますか。

賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長　承知しました。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第４号は原案のとおり可決されました。

（５）議案第６号　白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長　日程第５、議案第６号　白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員　今回、いわゆる例えば20人を15人ということで５人ずつ減らしていると思うんですけれども、このような配置基準に今白井市は対応ができているのか、その点についてお尋ねいたします。

○柴田圭子委員長　片桐保育課長。

○片桐　啓保育課長　それでは、お答えいたします。

今回の改正は、家庭的保育事業をといいましても原則ゼロ歳から２歳までを預かる保育事業になりまして、特例的に３歳以上を預かるケースがあるんですけれども、白井市の場合は２歳までの児童しか預かっておりませんので、今回の条例の改正によって何ら配置基準に影響を受けるものではございません。ですので、配置はできていると、今回の改正によって何か配置ができなくなるということはございません。

以上です。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長　承知しました。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第６号は原案のとおり可決されました。

（６）議案第７号　契約の変更について

○柴田圭子委員長　日程第６、議案第７号　契約の変更についてを議題といたします。

では、議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようにお願いいたします。

質疑はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　大綱的質疑で、保護者と子どもたちへの自校式給食の廃止についての説明を桜台小・中学校の方々にしたかという質問が出ました。保護者に対しては６月４日に文書で送ったという返答だったんですが、子どもたちへの説明というのが回答になかったのでお尋ねします。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　特別な時間を設けての子どもたちの説明は行っておりません。今回の文書を通じて保護者から子どもたちへ伝わるようにしました。

以上です。

○柴田圭子委員長　徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　確認ですが、文書を送ったのは６月４日ということで、あり方検討会が方針を決めて、その後教育委員会や市が方針を決めたと思います。自校式給食廃止を決めた決定の日というのは大分前だったと思いますが、いつでしょうか。

○柴田圭子委員長　答えられますか。大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　明確な日付は確認しないと分からないところですので、後で対応させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○柴田圭子委員長　後ほどということですか。

○大高一穂教育部参事　はい。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　これが単に給食センターで全部賄うというだけでなく、桜台の地域の人にとっては4,000筆の署名もありまして、大事な問題だというのは把握されていると思います。なぜ６月４日までその文書や説明をしなかったんでしょうか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　それでは、お答えします。

まず、年度を越えてから学校の新体制になるので、そういった状況の中で説明が必要だということ。

それから、今回の議案にもありますように、トラック配送等の変更もありますので、そういったところを整理して、総合的に判断してこの時期の説明という形になりました。

以上です。

○柴田圭子委員長　徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　今回トラック１台と、それによって配膳する人の契約を新たにするという変更なんですけれども、これによって、桜台の小・中学校は今まで学校で作って食べていた、その給食を食べ始める時間帯や、食べることのできる時間数などに変更はあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　各学校の教育課程上の日程についての変更はございません。

以上です。

○柴田圭子委員長　日程でいいんですか。日程ですか。徳本副委員長は時間割の変更、今まで食べていた、取っていた給食にかける時間がセンターからになると長くなるか短くなるかとか、そういう一日のスケジュールの変更について聞いていると思うんですけれども、そうではないですか。

○徳本光香副委員長　そうです。

○柴田圭子委員長　そういうことです。

○徳本光香副委員長　そのお答えが。

○大高一穂教育部参事　よろしいですか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事、それでよろしいですか。

○大高一穂教育部参事　変更ないということでお願いします。

○柴田圭子委員長　秋谷委員。

○秋谷公臣委員　２点ほどお伺いいたします。１点目は……。

○柴田圭子委員長　一問一答だから。

○秋谷公臣委員　一問一答で伺いますけれども、まだ日にちはこれから、令和７年９月まで大分あるんですけれども、その間に給食センターの料理というか弁当、そのものを桜台の方たち、小・中学校に対して、もちろん１とか２とか何とか知りませんけれども、そういった予定はあって、それが皆さんに周知、伝わると思うんで、その辺のことが予定されているかどうかお伺いいたします。試食ということです。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　まず、保護者については給食試食会を実施することを検討しております。児童については、給食センターからの提供の前に桜台小・中学校の給食で給食センターのメニューと同様のものを提供するという計画も考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員　分かりました。もう１点。

○柴田圭子委員長　秋谷委員。

○秋谷公臣委員　もう１点ですけれども、今回配送車が１台増えることになっていますが、では、今何台の配送車で配送を行っているんでしょうか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　現在小学校８校、中学校４校を６台で配送しております。

以上です。

○柴田圭子委員長　秋谷委員。

○秋谷公臣委員　今６台のところに１台増えるということで、そうすると配送の、例えば新しいところが全部桜台だけとは限らずに、配送の順番とかそういうものも変わる可能性があるということでよろしいですか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　委員のおっしゃるとおりで、配送車が１台増えることで、既存配送校も含めた配送計画をより最適化できれば、市全体としてより調理時間を確保できますので、市内小・中学校の給食の質の向上が期待できるものと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員　分かりました。

○柴田圭子委員長　ほかにありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員　今回の御提案なんですけれども、内容の確認をさせてください。第２回と書いてありますけれども、これは今回ということで間違いないですか。そうなった場合、現行が62億4,507万円、今回の増額の提案が63億5,365万円、差額が１億857万円ということでよろしいですか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　１億857万6,666円が差額の分になります。

以上です。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　今回書面を見て、非常に分かりづらいんです。ですから、桁を合わせるとか、そういう意味で、何か別表を用意するなりしていただきたいなということと。この第２回というのもまた分かりづらくて、今回という表記をしていただければより分かりやすいんじゃないかという具合に思います。

その上でお尋ねしたいんですけれども、そうなると１億857万円の増額なんですが、これをいわゆる年間の追加費用としてはどのように捉えていらっしゃいますか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　年間約1,200万円になります。

以上です。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　そうすると、車両１台追加ということなんですけれども、これはリースによる手配なんでしょうか、それとも購入による手配でしょうか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　リースになります。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　そうなりますと、今回変更内容ということで車両１台を増加させることはリースですよと。それ及び配送員及び配膳員の４名ということは、合計５名が増加されるという理解でよろしいですか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　そのとおりです。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員　今回の変更内容についてもう少しお尋ねいたします。そうした場合なんですけれども、いわゆる今回はあくまでも学校給食の調理場の建替事業ということになりますから、要は賄材料費とかそういうものは一切入っていませんよと。今回変更しているのはまさにこれだけということでよろしいですか。ほかに例えば調理をするための機材を増やすとか、そういう予定はないという具合に理解してよろしいですか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　はい、委員のおっしゃるとおりです。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありますか。

大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　先ほどの方針の決定日ですけれども、まず令和４年９月に提言書を踏まえて白井市教育委員会定例会にて方針が決定、そして、令和４年12月に令和４年第４回白井市議会定例会において市長が桜台小学校、中学校の学校給食を給食センターから提供することを表明、そして、令和６年３月に令和６年第１回白井市議会定例会において桜台小学校、桜台中学校の給食室の改修実施設計及び学校給食センター運営業務委託に関する予算案を可決、令和６年３月22日に最終決定ということでお伝えいたします。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいでしょうか。

○徳本光香副委員長　はい。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員　今回の変更契約の予定日はいつと考えていますか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　現在は仮契約の状態で、本契約が７月１日になります。

○荒井靖行委員　７月１日。

○柴田圭子委員長　議会の最終的ですか。議決が。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時５７分

再開　午後　１時５８分

○柴田圭子委員長　再開します。

お答えできますか。大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　お待たせして申し訳ございません。

５月28日が契約日で、議決をもって効力が発揮するということでお伝えいたします。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　これはもう契約済みということなんですか。私たちのいわゆる７月１日の議決を待たずして契約はしちゃいましたということなんでしょうか。お尋ねいたします。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　大変失礼しました。５月28日が仮契約日になっております。訂正させていただきます。

○柴田圭子委員長　契約日はという質疑なので、本契約は議決後ということになるんですね。議決後に本契約をいたしますということですね。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　何度もすみません。５月28日に仮契約で、７月１日が本契約ということになります。議決をもって本契約になります。

○柴田圭子委員長　よろしいですか、荒井委員。

○荒井靖行委員　これはもしかして否決されてしまったら契約できないですよね。なぜ議会の最終日に契約をする予定にされているんでしょうか。もう少し時間を置くべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　議会の可決を得られない場合には契約は無効になりますという契約です。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　例えば議決後、先ほども話がありましたけれども、速やかにとか、そういうことで

はなく、もう７月１日にやるんだということが決まっているという理解でよろしいですか。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　議決を得られなければ効力が発揮できないという契約になってございます。

以上です。

○柴田圭子委員長　確認しますか。もういいですか。だから、議決を得られると自動的に効力を発揮するということになるのか、改めて本契約を結ぶのかとか、そういうことが聞きたいんじゃないですか。

○荒井靖行委員　そうですね。

○柴田圭子委員長　だから、例えば７月１日の閉会時間が５時半とかになったら、その日に本契約を結ぶのは無理だろうから、では２日に結ぶとか、そういうことを聞きたいんではないかと思ったんですけれども、どうもそうらしいです。

○荒井靖行委員　委員長の御指摘のとおりです。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　議決が得られたときに自動的に効力が発揮されるということになります。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員　すみません、ここは細かく聞きたいんですけれども、要は私たちの議決を得た後に契約をするということなんですが、もう既に契約書上に７月１日と明記されているということなんでしょうか。そうなると、議会のことをあまり重視してくれていないのかなという具合に私は考えてしまうんですけれどもいかがでしょうか。例えば議決後に調印しますということだったら分かるんですけれども、駄目だったら破棄しますではなくて、調印後に契約をするということになっていないんでしょうか。

○柴田圭子委員長　暫時休憩します。

休憩　午後　２時０４分

再開　午後　２時１０分

○柴田圭子委員長　再開します。

それでは、御答弁お願いします。

落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長　契約関係の御回答になりますので、私のほうから御回答させていただきます。

今回の契約につきまして、議会に対してこういった文言が記載されておりますので、御回答させていただきたいと思います。「白井市議会において議会の可決を得たときに効力を生ずるものとする。

ただし議会の可決を得られないとき、この契約は無効となる」という形で記載をさせていただいておりますので、議決をいただけなかった場合はこの契約書につきましては効力を発揮しないものということになります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員　そうすると、内容を確認させていただきますが、５月28日というのは仮契約ではなくて本契約を結んでいますと。ただし、ただし書がついていて、議会のいわゆる承認をもらったことによって正式に成立するものであると、いわゆる条件付契約になっていたという理解でよろしいですか。

○柴田圭子委員長　落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長　５月28日は契約日になります。それは議決をもって、議決を得られたときは５月28日が変更契約日という形になります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　内容は分かりました。

では、最後にお尋ねしたいんですけれども、来年の９月に実際には給食センターになると思っているんですけれども、随分早いなと思っているんですが、何か急がれる理由があったのかお尋ねいたします。

○柴田圭子委員長　落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長　工事の関係がありますので、私のほうから御説明させていただきたいと思います。

来年度、桜台小・中学校の改修工事がございます。それに合わせまして、今給食を作っている厨房をその大規模改修工事に合わせて改修を行って配膳室に模様替えするような形で考えておりますので、この時期になっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

○荒井靖行委員　分かりました。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

始めに、反対討論の方ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　議案第７号、本契約の変更について反対の討論をいたします。

皆さんも御存じのとおりといいますか、桜台の自校式給食というのは、今まで白井市の転入者も増やしてきたというのは私は直接住民から聞いて実感しています。市に入る税金も増やしてきましたし、桜台の住民、市内外の自校式給食を経験している船橋市などの住民も含めて、純粋にこれを残すべきだという4,000人を超える署名も集まって、市長や教育長に願いが届けられてきました。

この署名というのはただ自校式給食の存続だけではなくて、本当に物すごい量の残菜を出している給食センターの質も上げるために交流すべきだという、本当に市全体の給食のためにもなる、財政のためにもなる提案だったにもかかわらず、こうした建設的な提案を一切無視してきた。これまで自校式給食廃止に至るまでの市が設けたあり方検討会の内容、人選、話合いの進め方、それからその後、決定してからの説明の方法、文書で保護者にだけ配り子どもたちには説明していないということや、説明の時期、説明の対象も子どもたちは外されているなど、全ての方法に対して断固反対します。

今回市長も含め、総合計画をつくるのに際して、子どもの意見を聞く、また、今までも真の市民自治、公平性などの言葉を度々口にされていますが、それにも反する決定であり、決定後の対応だと思います。

また、今回必ずやってもらわないといけないことは、あり方検討会の提言には、給食センターの残菜量の多さを問題視して、食育などを推進すべきと、桜台の給食の経験を生かすということも書かれていますので、廃止までの間にそれを全力でやっていただきたい。頑張っている努力しているというだけでは済まされない責任があると思っています。

また、給食の配送に１台加わると質の改善もできるという回答がありましたので、全体の給食センターから配送する学校の子どもたちがしっかり十分な時間を確保して食べられて、また、本当に主観的に大人がおいしいと言っているというものではなくて、きちんと残菜率の軽減という形で質の改善が証明できるような給食を目指していただきたいと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長　次に、賛成討論の方はございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員　本案件につきまして、賛成の立場で話をさせていただきます。

実は私が議員をやる前なんですけれども、桜台の住民として自校式給食を継続するために私も一生懸命署名で動いてきた仲間のうちの１人です。その仲間として、地域の人たちから、特に給食を食べていないお年寄りも含めて、全ての住民の人が自校式給食は桜台の文化なんだということで、何とか残してほしいと、そういう意見をたくさんいただきました。

その中で、今回私のほうが賛成をするというのは、やはり今桜台小学校、中学校の子どもたちが少なくなってきて、運営にかかる費用と人数を比較したら、もう残念ながら自校式給食は断念せざるを

得ないのかなという思いから、今回は賛成に回ろうと思っています。

しかしながら、実際に地域の皆さんから受けた意見、つまり、おいしい給食を、そして、食べ残しのない給食を何とか実現してほしいという思いはいささかも変わっておりません。

先ほど試食をする機会を用意するとか、そういう意見をいただきましたけれども、ぜひその点については、説明も含めて、また、試食することも含めて、地域の皆さんに理解をしていただくこと、そして残菜を減らすためにもおいしい食事、これをぜひ目指していただきたいと思います。

先日もお尋ねしましたけれども、今一生懸命努力しているから何とかなりますというお話がありましたが、残念ながら残菜は自校式給食に比べたら明らかに多いんです。それをぜひ見直していただいて、市民の皆さん、そして全ての小・中学校の皆さんがおいしく食べられる給食を実現するために、もうひと頑張りしていただきたいという、ある意味条件をつけた上で今回は賛成をしたいと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長　ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　すみません、先ほど荒井委員の最後の質問で落合総務課長が答えたんですけれども、１つ補足があるので今申し上げてよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長　お願いします。

○大高一穂教育部参事　すみません。配送車の調達に１年ほどかかるということですので、このタイミングの提案になったということを申し添えます。失礼しました。配送車の仕様を変える。要は、配送用に適したトラックの仕様にするために１年かかるということですので、それを申し添えたいと思います。

すみません、後の説明になって申し訳ありません。

○柴田圭子委員長　ありがとうございました。

それでは、これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長　起立多数であります。承知しました。

したがって、当常任委員会に付託された議案第７号は原案のとおり可決されました。

（７）議案第８号　令和６年度白井市一般会計補正予算（第２号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長　日程第７、議案第８号　令和６年度白井市一般会計補正予算（第２号）のうち教

育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

資料を、サイドブックスの該当部分をお開けください。よろしいでしょうか。

では、議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑を行います。

11ページをお開けください。11ページのこのページ全て、民生費と、13ページの衛生費まで、民生費と衛生費で質問があればお願いします。

石原委員。

○石原淑行委員　それでは、11ページ、３款２項５目２）ひとり親家庭支援事業についてですけれども、これは助産施設入所費として110万8,000円の補正となっています。この助産施設入所費は何かの事情によって入院できない方への支援ということだと思うんですけれども、見ますと、国、県が83万1,000円、市が27万7,000円と計上されております。こういったことというのは法律に基づく事業と認識しておりますけれども、どういった法律に基づくものとなっていますでしょうか。それをまず伺います。

○柴田圭子委員長　相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長　お答えいたします。

助産施設入所費につきましては、児童福祉法第22条第１項において規定されております。こちらのほうで、保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあった場合は、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならないとされておりまして、これに基づくものとなります。

以上です。

○柴田圭子委員長　石原委員。

○石原淑行委員　それでは、児童福祉法の法律に基づく事業ということなんですけれども、この110万8,000円ですが、実際これを使われたのはお一人の方なのか、それとも何人の方が使ってこの額となったものでしょうか。

○柴田圭子委員長　相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長　お答えいたします。

今回の補正につきましては２名分となりまして、今回の補正予算につきましては１人分が55万4,000円ということで見積もっておりまして、該当者につきましては実際に５月に出産されておるというところで、今回は流用によって先に執行させていただきまして、その流用に対して補正ということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありますか。12ページのところまでです。衛生費も含めます。

荒井委員。

○荒井靖行委員　４の１の２、２）感染症予防に関する経費、一般財源3,977万円を投入するということで、ここについては詳しくお尋ねしたいと思っています。今年度の新型コロナワクチンの接種の助成金のスキームについて御説明をいただきたいと思います。特に１人当たりでどのような経費がかかるのかを御説明ください。お願いいたします。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　それでは、ワクチン接種に関してお答えをさせていただきます。

現時点で想定している金額になりますが、ワクチン代が１万2,000円程度、それから手技料が3,800円程度、合計で１万5,000円程度の金額が発生する形になります。そのうち国のほうから8,300円が補助金として出まして、それ以外のワクチン代については自己負担という形で考えておりまして、手技料等について市のほうで負担をさせていただくというような形で考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員　そうなった場合なんですけれども、今回の手技料という意味では約3,800円、この3,800円をワクチンが必要だという方に請求をするということでよろしいですか。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　こちらにつきましては、基本的には市のほうで病院側に委託料としてお支払いをする形になります。国の補助金も含めて、実際には市のほうから支払いをさせていただくという形になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　それでは、対象になっている方の自己負担金はないということでよろしいですか。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　現時点で想定しておりますのが約3,500円程度、これが自己負担になりまして、その自己負担については病院側に御本人が直接払っていただくという形になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員　すみません、今回確認なんですけれども、このワクチンの助成金スキームの対象になる方はどのような方になりますか。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　それでは、対象者についてお答えをさせていただきます。

今回このワクチン接種の対象になるのが、市の住民基本台帳に登録がある65歳以上の方、それから、60歳以上65歳未満の方で心臓等の疾患があったりとか、そういった方が、厚生労働省令で定められている方がいらっしゃるんですが、そちらの方が対象になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　すみません、予算上なんですけれども、全ての方が受けるとは想定していないと思うんですけれども、どのぐらいの方が接種をされるという具合に計算していますか。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど言った人数のうち50％程度、大体9,100人程度という想定で予算計上をさせていただいております。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員　そうなると、今回の助成というのはあくまでも今回対象になった方だけが助成になってくると思っているんですけれども、ほかにこれに該当しない方でワクチンを希望される方がいた場合はどのような支援があるんでしょうか。支援があるかないかも含めてお尋ねします。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　お答えさせていただきます。

支援についてはないんですけれども、実際にそういう方は病院等で自費負担でワクチン接種をすることが可能となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　では、本人が希望した場合は、これはあくまでもワクチンですから、保険の適用がないいわゆる実費でのお支払い、そうなると金額が１人１万5,000円ぐらいを払わなくちゃいけないと、そういう考え方でよろしいですか。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　最終的な金額というのがまだ定まっていないんですが、考え方としてはそのような形になります。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員　その中でかなり3,900万円という、これは一般財源ですよね。一般財源をこれだけ高額に投入するということについて、必要性についてもう一度お伺いしたいと思います。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　それでは、必要性についてお答えをさせていただきます。

今回このワクチン接種につきましては、予防接種法のＢ類という形で市としての責務がございますので、そういった形で対応する必要があると考えている内容になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

ほかに12ページまでで。

伊藤委員。

○伊藤　仁委員　１点確認させていただきたいんですけれども、新型コロナのワクチンということでインフルエンザとかと同じで各病院みんな値段は一緒なんでしょうか。料金は。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　お答えさせていただきます。

最終的にワクチンの額というのはまだ定まっていないので、全部が一律になるかそれともそれぞれ別々になるかは今後決定する形になると考えています。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

ほかにいいでしょうか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　同じ12ページのコロナウイルスワクチンのところで、12ページの18の負担金補助及び交付金の12万4,000円というのは、同じ接種助成金ではあるんですけれども別枠になっている理由は何の分ということでしょうか。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　それでは、助成金についてお答えをさせていただきます。

通常ですと提携している医療機関で接種をしていただきますと、先ほどお話をさせていただいていた12節の委託料として支払いをさせていただくんですけれども、仮に提携をしていない医療機関で接種をした場合につきましては、基本的には一度御自身でお支払いをしていただいて、その領収書を元に市から助成金として委託料と同額を支払いさせていただくという形になりますので、予算的には別々に分かれています。

以上です。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありますか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員　同じ12ページ、委託料ですけれども、システム改修委託料83万3,000円とありますけれども、具体的などのような内容か教えていただいてもいいですか。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　こちらにつきましては、予防接種の記録等を保存するために、現在使っているシステムを改修する必要がありますので、その費用となります。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

ほかにございますか。

議長。

○岩田典之議長　予防接種委託料のところですけれども、国と市が補助をして受けられるコロナウイルスワクチンの接種は１回きりということでよろしいんでしょうか。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　お答えさせていただきます。

まず、今回補助金が出るのは国の補助金という形になりますが、それに該当するものは１回という形、１人当たり１回となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　11ページの一番上の３）マイナンバーカード登録事務に要する経費の255万円なんですけれども、こちらはマイナンバーカードと健康保険証、これから廃止が予定されている健康保険証を結びつけたマイナカード発行のための出費ということでよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長　萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長　おっしゃるとおりで、マイナンバーカードに保険証をひもづけするための作業の経費となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　分かりました。

同じ11ページのひとり親福祉費の助産施設入所費なんですけれども、国と県から出ている83万1,000円のところというのが児童入所施設補助金という名前なんですが、この対象が出産のための施設入所費としても出せるということでよろしいんですか。

○柴田圭子委員長　相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長　お答えいたします。

委員の言われているそのとおりでございます。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

12ページまでで何かございますか。

伊藤委員。

○伊藤　仁委員　コロナのワクチンなんですけれども、そのワクチンはどこのものを使うとか、国産ももうできたように聞き及んでおりますけれども、市としてどういったワクチンを選ぶとか、そういった方針は決まっているんでしょうか。

○柴田圭子委員長　竹内健康課長。

○竹内　崇健康課長　お答えさせていただきます。

ワクチンについては各医療機関で決定する形になると考えておりますので、市からこの銘柄というような指定はする予定はありません。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいでしょうか、取りあえず12ページまでは。

それでは、今度は教育費のほうにいきます。14ページから15ページをお開けください。14ページの教育総務費から15ページにかけてですけれども、何か質疑はありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員　９款４項９目文化会館費についてお尋ねいたします。１）文化会館管理運営に要する経費ということで、今まではどうなっていて今回どうなるんですかと、いわゆる役割です。どんな役割を今回業務委託に変えるんですかと。今まではそれを誰が担っていたのかを仕事の内容も含めて教えてください。お願いいたします。

○柴田圭子委員長　髙花文化センター長。

○髙花宏行文化センター長　今、文化センターの管理運営に要する経費という御質問があったように聞こえたのですけれども、補正としては９款４項９目の文化会館費なんですが、そちらということでよろしいですか。

○荒井靖行委員　はい。

○髙花宏行文化センター長　お答えいたします。

こちらについては、今まで文化会館のほうは職員が令和５年度４名おりまして、３月の１号補正の際に職員が確保できないということで１名の会計年度任用職員について上程して可決をいただいたところです。舞台の袖の例えば緞帳の上げ下げとか、そういったところについては職員が担っておりました。

今回そういった職員が結果的に不在になりましたので、舞台の窓口業務ですとか、舞台袖などの経験のある者を補正が可決後に会計年度任用職員として任用する予定でおりましたが、適切な者を選定できなかったことから、舞台の管理業務については委託に変更させていただくということになりました。

今回その分ということで、会計年度任用職員が見つからなかったので、その分を減額補正させていただいて、逆に舞台の管理等をできる委託の業務を追加ということで計上してございます。

以上です。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　すみません、内容の確認なんですけれども、いわゆる舞台の幕を上げたり下げたりするような方が今までは直用でいらっしゃったと。その方がいなくなっちゃったので、代わりに会計

年度で雇おうとしたんですが、募集したけれども見つからなかったんで業務委託に変えたと、そういう理解でよろしいですか。

○柴田圭子委員長　髙花文化センター長。

○髙花宏行文化センター長　委員おっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員　ということは、担い手の人が本当にいなくなって新たな人が実際にやるという考え方でしょうか。

○柴田圭子委員長　髙花文化センター長。

○髙花宏行文化センター長　委託に切り替えますので、委託先に発注して管理業務に当たってくれると、スポット委託というかそういうことで来てもらって、実際に舞台の袖の業務に当たっていただくというような内容です。

以上です。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　すみません、聞き方が悪くて申し訳ありません。もう少し言うと、実際の人自身は現にいる人なんですけれども、今回業務委託といっても担い手の方が変わるのか変わらないのか、分かっていれば教えていただきたいんですけれども、お願いいたします。

○柴田圭子委員長　髙花文化センター長。

○髙花宏行文化センター長　こちら補正を組んでおりますので、予算が可決されましたら財務規則等に沿って契約を締結するということでございます。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　そうすると、契約をした後じゃないと誰が来るかは分からないという考え方ですか。

○柴田圭子委員長　髙花文化センター長。

○髙花宏行文化センター長　そうですね、ある程度仕様を作って要求はしますけれども、契約については締結してからということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長　いいですか。

ほかに質疑はありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　14ページの11）の教育課題調査研究事業についてです。国から出る７万円の部分が歳入のほう見ると心のバリアフリー教育推進事業の補助金となっていたので、これがどういった種類の課題調査内容になるのかお尋ねします。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　お答えします。

心のバリアフリー教育とは、これまでオリンピック・パラリンピックを活用した教育の成果を無形のレガシーとして受け継ぎ、共生社会の形成を目指して学校と地域が連携協働し、障害のある人や高齢者等を含めた他者の理解を深めるとともに、パラスポーツなどを通じて相互に支え合い認め合う心を育てる教育のことです。それを県から指定を受けた清水口小学校が実践して検証していくという形になります。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　目的のほうはよく分かりました。もし具体的にどういった内容の検証か分かればお願いします。

○柴田圭子委員長　大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事　お答えします。

昨年度の例で言いますと、昨年度は白井第二小学校が指定を受けておりました。白井第二小学校はみどりの里づくり協議会との連携であったり、敬老会との交流であったり、そういったところで活動しながら検証していくという実践があります、清水口小学校も地域との連携を今考えているところだと思うんですけれども、そういったところで計画を立てて実践していくという流れになっています。

以上です。

○柴田圭子委員長　荒井委員。

○荒井靖行委員　すみません、文化会館費の蒸し返しで申し訳ありません。そうすると、文化会館費は今回業務委託費に変えることによって、コスト的には89万8,000円下がりますよという考え方でよろしいんですね。

○柴田圭子委員長　髙花文化センター長。

○髙花宏行文化センター長　はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長　ほかに質疑はありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　14ページの下から２つ目の固まりの１）の小学校施設改修等事業のところで、地方債も1,240万円上がっているんですが、これの理由について御説明をお願いします。

○柴田圭子委員長　落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長　小学校費の御回答させていただきます。こちらにつきましては、池の上小学校の大規模改修を行っている中で、この工事費でございますので、地方債が活用できるものがございましたので、1,240万円地方債で財源を確保しているところでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　この費用が上がった理由が分かればお願いします。

○柴田圭子委員長　落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長　議案の説明でもさせていただいているところなんですけれども、こちらにつきましてはインフレスライド条項というものが市で使っている工事請負契約約款上ございますので、そのインフレ条項による急激な価格水準の変動が生じましたので、インフレ条項を適用させて契約変更するための予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長　よろしいですか。

○徳本光香副委員長　はい。

○柴田圭子委員長　１時間15分たったけれども、休憩しますか。

○徳本光香副委員長　いや、そのままやってほしいです。

○柴田圭子委員長　歳入、そのままやっていいですか。

○徳本光香副委員長　はい。これで終わりですか。

○柴田圭子委員長　歳出はここまでです。

では、歳出は終わりにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、次は歳入です。歳入は８ページの15款１項国庫負担金の民生費国庫負担金、それから、15款２項の国庫補助金の衛生費国庫補助金、それから、16款県支出金の１項２目民生費県負担金、それからその下の16款２項県補助金のうちの３目衛生費県補助金と教育費県補助金、この５つが該当します。質疑ありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに反対討論の方ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長　もちろん賛成の部分もあるんですけれども、今度非常に問題が多い健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化という下で、国が推進するこういった問題については、健康保険証を残してほしいという願いも顧みずに、こういったほぼ全額国が出して推進するという方針に反対して、こちらの補正予算にも反対いたします。

以上です。

○柴田圭子委員長　次に、賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長　承知しました。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第８号は原案のとおり可決されました。

（８）閉会中の継続調査について

○柴田圭子委員長　日程第８、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長　異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散開いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会　午後　２時４９分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和６年　　月　　日

白井市教育福祉常任委員長